

香川県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月 1 日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第 8 号

香川県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

香川県警察国有物品管理規則（昭和39年香川県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令（昭和39年総理府令第14号。以下「府令」という。）</u>の規定により、香川県警察が無償使用する国有の物品（以下「物品」という。）の適正かつ効率的な管理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 この規則に定めるもののほか、物品の管理に関する事務の取扱いについては、<u>警察庁物品管理取扱細則（昭和40年警察庁訓令第13号）</u>の規定を準用する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令（昭和39年総理府令第14号。以下「府令」という。）</u>の規定により、香川県警察が無償使用する国有の物品（以下「物品」という。）の適正かつ効率的な管理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 この規則に定めるもののほか、物品の管理に関する事務の取扱いについては、<u>警察庁物品管理細則（昭和32年警察庁訓令第11号）</u>の規定を準用する。</p>

様式第11 (第21条関係)

(その1)

物品供用簿 (重要物品)

年月日	摘要	異動数量		現在高			備考
		増	減	供用	保管	計	

(その2)

物品供用簿 (備品)

年月日	摘要	異動数量		現在高			備考
		増	減	供用	保管	計	

(その3)

物品供用簿 (消耗品)

年月日	摘要	増	減	受領印	現在高		備考

備考 略

様式第11 (第21条関係)

(その1)

物品供用簿 (備品)

年月日	摘要	異動数量		現在高			備考
		増	減	供用	保管	計	

(その2)

物品供用簿 (消耗品)

年月日	摘要	増	減	受領印	現在高		備考

備考 略

様式第12（第22条関係）

引 継 書		
	年 月 日作成	
物品出納（供用）簿		冊
物品出納（供用）関係書類		
名 称		冊
名 称		冊
名 称		冊
上記帳簿類及び帳簿記載の物品を引継ぎする。		
	年 月 日	
前任物品出納（供用）員		
官 職 氏 名		名 [㊟]
後任物品出納（供用）員		
官 職 氏 名		名 [㊟]

備考 略

様式第12（第22条関係）

引 継 書		
物品出納（供用）簿		冊
物品出納（供用）関係書類		
名 称		冊
名 称		冊
名 称		冊
上記帳簿類及び帳簿記載の物品を引継ぎする。		
	年 月 日	
前任物品出納（供用）員		
官 職 氏 名		名 [㊟]
後任物品出納（供用）員		
官 職 氏 名		名 [㊟]

備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。